

## 社会福祉法人宏仁会 業務執行理事報酬規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宏仁会（以下「本会」という。）の業務執行理事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第2条 常勤の業務執行理事の報酬は、別表1に基づき、職務、経験等を勘案し、評議員会の決議により定めた月額に、社会福祉法人宏仁会職員給与規程（以下、「給与規程」とする）に定める各種手当のうち、役職手当、通勤手当、住宅手当、賞与を加算した額を支給する。

- 2 非常勤の業務執行理事には、月額報酬として50,000円を支給する。
- 3 報酬については、社会福祉法人宏仁会職員給与規程（以下、「給与規程」という）第3条及び、第4条、第5条の規定を準用する。
- 4 報酬については、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

### (費用弁償)

第3条 費用の弁償は、職務のため旅行する場合の旅費とする。

- 2 費用弁償の種類、額、支給方法については、社会福祉法人宏仁会役員等旅費支給規程を適用する。

### (退職金)

第4条 常勤の業務執行理事が退職又は死亡退職した場合は、給与規程第26条を準用し退職金を支給する。

- 2 退職金の額は、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

### 附則

- 1 この規程は、平成29年9月23日に制定し、平成29年6月17日に遡って施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人宏仁会常勤役員報酬規程は廃止する。

別表1 業務執行理事（常勤）の報酬表

適用年度	月額（案）	役職B相当
令和3年度	306,250	4号給
令和4年度	311,250	8号給
令和5年度	316,250	12号給
令和6年度	321,250	16号給
令和7年度	326,250	20号給
令和8年度	331,250	24号給
令和9年度	336,250	28号給
令和10年度	342,000	32号給
令和11年度	348,000	36号給
令和12年度	354,000	40号給
令和13年度	360,000	44号給
令和14年度	366,000	48号給
令和15年度	372,000	52号給